

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
及び施行規則の改正について

1 浄化槽保守点検業登録制度の概要

(1) 浄化槽法

第10条の規定により、浄化槽管理者は、環境省令に定める回数の保守点検を行う義務があり、さらに、保守点検業を行おうとする者に対しては、第48条で、都道府県又は保健所設置市が、条例で業者の登録制度を設けることができるとされている。

(2) 各自治体の条例

北海道及び道内保健所設置市（札幌・旭川・函館・小樽）はいずれも、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を制定しており、業者は、保守点検を保健所設置市内で行う場合は当該市の、それ以外の市町村で行う場合は北海道の登録を、それぞれ受けなければならない。

2 改正の目的

「浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）」の令和2年4月1日施行に伴い、法第48条第2項に規定する条例に定めるべき事項として、同項第3号に「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項」が追加されたことから、これに基づき、旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例及び施行規則の所要の事項を改正する。

3 改正内容

(1) 本市の浄化槽保守点検業の登録をしている者は、登録の更新に当たって、更新前の3年間の有効期間内に、市長が指定する者（公益社団法人北海道浄化槽協会など）が実施する研修を、浄化槽管理士に受けさせなければならない。

※「浄化槽管理士」は国家資格で、本市の登録業者16社に計46名が所属。

(2) 市長が指定する者が実施する研修とは、以下の内容を含むものとする。

ア 浄化槽行政の動向 イ 浄化槽の構造と機能 ウ 浄化槽の保守点検と清掃
エ 地域における浄化槽情報及びその他必要な事項（市内に設置されている浄化槽約2,380基の保守点検や法定検査の実施状況等）

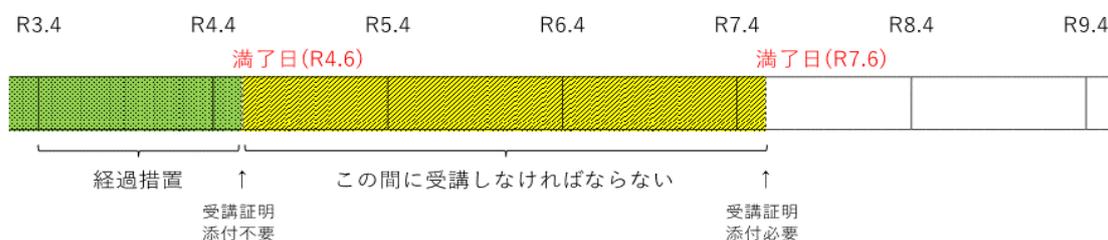
(3) 条例施行日の時点で登録を受けている保守点検業者については、現登録を更新した後に適用する旨の経過措置を設ける（下記の2つのパターンを参照）。

→ 施行日以降最初の更新時に限り、受講を登録の要件としないが、次回の更新（3年後）までには、浄化槽管理士全員の受講が必要となる。

○パターン1



○パターン2



(裏面へ続く)

4 改正の期日

令和3年1定議会に議案を提出し、令和3年4月1日から施行する（北海道及び道内保健所設置市と同じ）。

5 周知について

- ・ 施行前：本市の浄化槽保守点検登録業者に対する説明会の開催により、改正内容を対象者へ周知する。
- ・ 施行後：経過措置を設けることから、適用されるのは施行から早くも3年後となるため、その間に、市のホームページへの掲載や、登録の更新を予定している業者に対する個別の案内などにより、さらなる周知の徹底を図る。

6 改正までの主なスケジュール

- ・ 令和2年12月 減量審議会（書面会議）にて改正案を審議
保守点検登録業者向け説明会開催（2回に分けて実施）
減量審議会及び説明会の結果を踏まえ改正案を決定（起案）
- ・ 令和3年1月 総務課行政係へ改正案提出
- ・ 令和3年2月 1定議会に改正議案提出
- ・ 令和3年3月 改正議案成立
- ・ 令和3年4月1日 改正条例及び施行規則施行